

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」事務取扱要領

令和4年2月20日改正

平成26年9月1日改正

平成23年2月17日改正

平成21年6月2日

延岡市都市建設部建築指導課

(趣旨)

第1条 この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「政令」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）及び延岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成28年規則第33号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に関する基準)

第2条 法第6条第1項第3号に規定する基準は、次の各号に掲げる区域に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地区計画の区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第1項の規定による地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、認定を受けようとする住宅が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限であつて、建築基準法（昭和25年第201号。以下「建築基準法」という。）第68条の2の規定により建築確認で別途審査を行う条例制定項目以外の項目に限る。）に適合するものであること。
- (2) 景観計画の区域 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定による景観計画の区域内において、認定を受けようとする住宅が当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合するものであること。
- (3) その他の区域 認定を受けようとする住宅が、次に掲げる区域に建築されるものでないこと。ただし、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅、区画整理地内の除却が不要な住宅及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第6条に規定する基本計画に適合する住宅のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合は、この限りではない。

- イ 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- ロ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- ハ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- ニ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- ホ 住宅地区改良法第8条第1項の告示があつた日後における同法第2条第3項に規定する改良地区

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準)

第3条 法第6条第1項第4号に規定する基準は、認定を受けようとする住宅が、次に掲げる区域に建築されるものでないこととする。

- (1) 地すべり防止区域 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域。ただし、災害防止上必要な対策工事が施工され、安全性が確認される場合は、この限りでない。
- (3) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に關す

る法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合は、この限りでない。

(4) 災害危険区域 建築基準法第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（イの区域を除く）。ただし、同条第 2 項の規定に基づき延岡市が定める条例において、ただし書等の例外規定により住宅の建築が認められる場合は、この限りでない。

（長期優良住宅維持保全計画書）

第 4 条 省令第 2 条第 1 項に規定する第 1 号様式の維持保全の方法及び期間の欄が不足する場合に補充記入する計画書は、長期優良住宅維持保全計画書（別記様式第 1 号）とする。

（長期優良住宅設計内容説明書）

第 5 条 省令第 2 条第 1 項の表に掲げる設計内容説明書は、長期優良住宅設計内容説明書（一戸建ての住宅用）（別記様式第 2 号）又は長期優良住宅設計内容説明書（共同住宅等用）（別記様式第 3 号）とする。

（建築確認申請書等）

第 6 条 法第 6 条第 2 項の規定により提出する建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書は、正本 1 通及び副本 1 通（同法第 6 条の 2 第 3 項に規定する構造計算適合性判定を要する場合にあっては、正本 1 通及び副本 2 通）とする。

（認定しない場合）

第 7 条 認定申請が次の各号のいずれかに該当する場合は認定しないものとし、その旨を通知するものとする。

- (1) 申請図書に不備があり、計画が認定基準に適合するかどうか不明のとき。
- (2) 申請図書に明らかに虚偽があったとき。
- (3) 計画が認定基準に適合していないとき。
- (4) 法第 6 条第 6 項において準用する建築基準法第 18 条第 12 項の規定による通知書の交付を受けたとき。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要領は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要領は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。